

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成30年1月26日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会臨時会議事日程

平成30年1月26日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
肢体不自由特別支援学校の再編整備について  
平成30年「成人の日」を祝うつどいについて  
部活動休養日の設定について
- 3 請願等審査  
受理番号82 教育委員会に誠意ある対応を求める要望書
- 4 審議案件  
教委第68号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について  
教委第69号議案 平成30年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について  
教委第70号議案 平成29年度歳入歳出予算案（2月補正）に関する意見の申出について  
教委第71号議案 「横浜教育ビジョン2030」原案について  
教委第72号議案 横浜市職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について  
教委第73号議案 平成29年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について  
教委第74号議案 平成29年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について  
教委第75号議案 教職員の人事について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。  
初めに、会議録の承認を行います。12月15日の会議録の署名者は大場委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、1月9日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告事項はございません。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 1/11 平成29年度キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A 団体等文部科学大臣表彰式
- 1/16～ 第60回 横浜市立小中学校・義務教育学校 個別支援学級、特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会
- 1/18 横浜市学校保健大会（南公会堂）

##### (2) 報告事項

- 肢体不自由特別支援学校の再編整備について
- 平成30年「成人の日」を祝うつどいについて
- 部活動休養日の設定について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、1月11日に、国立オリンピック記念青少年総合センターで、「平成29年度キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰式」が行われ、老松中学校が大臣表彰を受賞いたしました。

老松中学校では、20年前から地域事業所での職場体験などを通じて3年間を見据えたキャリア学習を継続的に展開し、地域と連携して、子供たちの学びの充実に取り組んでいます。今回は、こうした長年にわたる取り組みが評価されての受賞となりました。

また、1月16日からは、前回の定例会でも御案内いたしました横浜市立小中学校・義務教育学校個別支援学級、特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会が開催されております。1月24日、25日の発表会には長島委員が出席しております。

1月18日に、南公会堂で横浜市学校保健大会が開催されました。この大会は、

生涯を通じて健康でたくましく生きる児童生徒を育成するため、学校保健の充実発展に資することを目的として、毎年行っているものです。当日は、長島委員が出席しております。

次に、報告事項といたしまして、この後、所管課から3点、報告させていただきます。

まず、1点目ですが、「肢体不自由特別支援学校の再編整備について」、2点目は、「平成30年『成人の日』を祝うつどいについて」、3点目は、「部活動休養日の設定について」、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。お願いします。

長島委員

今次長のほうからありました報告の中で、まず1月24日と25日の個別支援学級、特別支援学校の合同学芸会・合同学習発表会は、今まで西公会堂で開催されていたものが改修工事のために南公会堂と戸塚公会堂に分かれて開催されているのですが、戸塚公会堂に行っていました。

前にもお話を申し上げたかと思うのですが、1年生から3年生の中学生がその学校の人数であったり、学習状況であったり、それぞれの個性を生かした学習発表が行われます。例えば、ダブルダッチのようなものを舞台上でパフォーマンスしたり、朗読をしたり、トーンチャイムをしたり、そのメンバー、その年に合った学習発表を春からずっと行ってきて、これを目標に多分教職員のほうが授業を組み立てて、何か月もかけて彼らの習熟度を発表していくという形になっています。

本当に職員の学びの場にもなるなど私は毎回思っています。今教職員の働き方改革が検討されていますが、なかなか忙しい中、研修をしなければならない、していこうという熱心な教員たちが、この学習発表会を通じて、それ自体がお互いの学び合いになり、とてもいい、子供たちのためだけではない、教職員のための1つの教育の場だと強く思っております。

こういうこともまた一般のいろいろな教育現場にも活用できたらいいのではないかと、昨日、一昨日伺って、改めて感じました。教職員の努力に感謝したいと思っています。

それから、学校保健大会なのですが、これは学校医であるとか、養護教諭、保護者などが一堂に集まり、学校保健、子供たちの健全育成について研究発表する場となっています。学校医の先生方には整形外科であったり、眼科であったり、それぞれ御自分のエキスパートの部分を生かしながら、それぞれの立場で研究していただいています。子供たちの健やかなる成長のためにいろいろなところで、いろいろな方々に携わっていただいているということを改めて感じました。

この場をお借りして、子供たちの育成に、多くの方に御協力いただいていることへの感謝と、これからのお願いをしたいと思っております。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかに何か御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がなければ、肢体不自由特別支援学校の再編整備について、所管課から報告いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

肢体不自由特別支援学校の再編整備に関しましては、これまでも請願等審査を通じて、教育委員会において御議論いただいていたほか、委員の皆様方とも随時情報共有をしております。

このたび、北網島特別支援学校の今後の対応について、直近の動きを報告させていただきます。

資料を御覧ください。

1の「趣旨」ですが、北網島特別支援学校は、これまで上菅田特別支援学校の「分教室」とする対応を検討していましたが、在籍する児童生徒の状況や保護者の皆様の不安解消、有識者等からの御意見も踏まえ、条例上の位置付けを明確にし、「分校」として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていきたいと考えております。

なお、保護者の方々が12月に実施したアンケート結果には、回答した保護者のうち、90%以上の方々が分教室移行への不満や不安を持たれている現状が報告されています。

続いて、2の「市立特別支援学校（肢体不自由）教育推進検討会」です。昨年11月から12月にかけて、3回実施させていただきました。内容ですが、肢体不自由特別支援学校の今後の在り方や施策展開、教育課程、医療的ケアに関して御意見を伺いました。委員は学識経験者、医療・福祉関係者、学校関係者、保護者会関係者といった様々な分野、立場の方々に入っていました。

主な御意見について、補足説明させていただきます。「当初の説明より大きなショックや不信感を与えてしまっている」、「分教室ではイメージが悪く、分校にできないか」、「医療的ケア児の増加や重症化、多様化への対応が必要」などの御意見をいただきました。

3の「保護者説明会」ですが、今月15日、18日、21日の計3回行いました。説明の不足や進め方について謝罪し、分教室案から分校案とし、条例上の位置付けを明確にしていくという方針の変更について報告するとともに、保護者の方々から事前にいただいた質問への説明もさせていただきました。

説明会資料は別紙で添付していますので、御確認ください。

説明会での主な御意見・御要望について、補足説明させていただきます。「分校として条例上に明記し、今と同じ水準を保つなら、学校のまま存続してもらいたい」、「当初の計画が間違っている。きちんと謝罪すべきである」、「このスケジュールで条例改正するのは拙速過ぎる。もっと時間をかけて保護者の同意を取るべき」などの御意見をいただきました。

参加された保護者の皆様から現時点で御理解を得ることは難しい状況でしたが、私どもとしましては、引き続き保護者の皆様の御要望を一つひとつお聞きしながら、今と変わらない教育環境を維持していくことで、少しでも信頼していただけよう、精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

また、左近山に特別支援学校を整備し、市全体の肢体不自由児の教育環境を充実させたいという当初の理念に基づき、引き続き取り組んでいきたいとも考えています。

資料の下段には、参考としてこれまでの主な経過を記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

小林教育次長

教育長、私のほうからも少し報告させていただきたいのですが、よろしいでし

ようか。

岡田教育長

どうぞ、次長。

小林教育次長

3日間にわたりまして行われた今回の保護者説明会でございますが、私は初日だけしか参加できませんでした。その中でも、まず私が感じたことは、北綱島特別支援学校に寄せる保護者の皆様の厚い信頼感と、深い愛情を感じました。それから、平成27年9月に、学校を一方的に閉校すると伝えられたときの驚きや不安、怒りや憤りは、2年以上たった今も保護者の皆様には強く残っているということも感じました。

平成27年9月に市会常任委員会にて、肢体不自由特別支援学校の再編整備計画について報告しておりますが、保護者の皆様はこの常任委員会の後の報道等で北綱島特別支援学校の閉校を知る結果となりました。このときに大変大きなショックを受けています。

同時に、教育委員会事務局への不信感を抱かれております。以降、教育委員会事務局への不信感等が続いている中で、いかなる提案をもってしても、保護者の皆様の御納得をいただくことは難しいと感じておりましたが、今回条例に学校として位置付けられる分校案を提示して、保護者の皆様に御理解いただけるよう、できる限り具体的な内容をお示ししながら、説明してまいりました。

以上でございます。

岡田教育長

事務局の報告が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

大場委員

それでは、私のほうからは2、3点確認も含めてお話をしたいと思います。今回、今まで考えていた分教室ではなく、条例上の位置付けを明確にした分校という位置付けで保護者の皆様に提案して、いろいろと今回御意見をいただいていたということです。これについては有識者の教育推進検討会の場でも分校としてはどうかという御意見もいただいたと記録の一端を拝見しているので、この有識者検討会の主立った御意見を紹介していただきたいと思います。有識者の方の中には長年特別支援学校の取り組みということで、自ら御尽力いただいた方々もいらっしゃる中で、横浜での医療的なケアへの対応がある意味で全国の1つのモデルになったというお話もされているので、当然当事者の皆さんの思いにいかに応えるかということは大変重要で、少しまた違った角度というか、これまでの経験を踏まえた有識者の皆さんの御意見の一端をまず紹介していただくことはできますか。

岡田教育長

いいですか。

直井指導部長

先ほどポイントをお話しさせていただきましたが、今お話しいただいた分校、分教室ということにつきましては、肢体不自由特別支援学校には病院の中に分教室が設置されている部分もありますので、それは非常に子供の数も少なく、先生の数も少ないような分教室です。そのあたりのこともあり、分教室はイメージというか、感覚として全く違うものだったというような御意見が出され、分校というきちんとした形にできないのかと、そういう形のほうがふさわしいのではないかという御意見が出ました。

そのほかにつきましては、「左近山に新たな学校を整備し、障害の程度に応じ

た教育課程を再編することへの御賛同はいただけた一方、最初の説明段階でショックや不安がぬぐいきれない状態になってしまった」、また「最初の印象が良くなかったことで、これまでの御意見等を踏まえて考えてきた方策についても保護者に伝わらない状態になってしまった」、また今大場委員からありました「昨今の医療的ケア児の状況について、医療が進んだこともあって、重症化であるとか、多様化というのが広まっている。医療との連携や看護師体制も含めた医療的ケアの体制強化が必要だ」というような御意見が出されました。

今委員からありましたが、横浜の肢体不自由特別支援学校は看護師配置等も含めて、様々なことを今までやってきています。そういう部分について、横浜としてより進んだことをどんどんやっていってほしいという御意見が寄せられました。

以上でございます。

大場委員

ありがとうございます。

それから、今お話を伺っていて、分校にすることによって、条例上きちんと明示されることで、もちろん議会の皆さんの御理解をいただくことが前提条件になってくると思いますが、保護者の皆さんが心配される閉級という問題についてはクリアできるのではないかと私も感じます。

それと、ここ2、3日、報道等もありますが、これから後で議案審議になりますけれども、なぜ2月の第1回市会定例会、この時期にかけるのかということについて、拙速という言葉をもって表現されています。その背景、なぜ新年度を控えたこの時期に議会で議決をいただくのかという理由をはっきり明示していただいたほうがいいと思うので、御披露いただけないでしょうか。

直井指導部長

先ほども申し上げましたが、検討会での有識者の御意見をいただいたのが11月から12月の時点であったということも、今ということの1つの理由でございます。

また、これも説明させていただいた部分ではあるのですが、3月下旬から4月、年度末から年度初めは、いつも大事な時期ですけれども、学校にとって大切な時期に落ち着いた状態にぜひなっていただきたいということです。4月下旬からは平成31年度に新しく入ってくる就学説明会が始まります。入学を希望されているお子さんの保護者の方に、今後についてきちんとした方向性を持って説明を行う必要があるとも考えています。

また、平成31年度の方針に基づいて、4月から次年度に向けた様々な準備を始めていかななくてはならないということもございませう。ぜひ決定が年度をまたぐことを避けて、この時期に方向性を出していきたいと考えております。

大場委員

ありがとうございます。

もう一つだけ私のほうからお話ししたいのですが、今北綱島特別支援学校のことが一番大きな問題でクローズアップされています。平成27年9月から再編整備計画が動き出して、途中の段階で先ほど次長からも段取り等についてお詫びの挨拶もあったわけですが、言葉は悪いのですけれども本来であれば、横浜市全体の教育環境の充実が平成27年9月に表明されて動き出し、その充実ということが一番キーポイントだろうと思うのですが、今回、北綱島特別支援学校を分校にすることで、当初掲げていた教育環境であったり、あるいはスクールバスの長時間化というような課題解決に、どのように影響していくのか。ここについては、やはり不安の払拭をしていかなければいけないと思いますので、この点の意見を確認

の意味で伺っておきたいと思います。

直井指導部長

ありがとうございます。

今、お話しいただいたように、再編整備計画全体ということで、エリアを決めさせていただく中で、また教育課程を充実させていくことが、事務局として全体計画を進めていく大きな方向性です。そこと北綱島特別支援学校の安定を今回合わせるという形での分校案と考えています。左近山にこれから作らせていただきたいと思いますと思っている肢体不自由の単独校につきましては、100名から140名規模を想定しています。県教委の県立学校の整備計画等も併せまして、市全体の教育環境をより充実させたいという当初の考え方で進めています。

繰り返しになりますけれども、北綱島特別支援学校につきましては、分校という形で条例上に明記させていただいて、存続するというところで、今後近隣の就学を予定・希望される方にも御安心いただけると考えています。

一方で、スクールバスの長時間化や過大規模化の解消は、御存じのように上菅田特別支援学校につきましては、今までの軽度障害の子供たちが全市から多く集まってくるような形で行ってまいりました。その中で、通学の長時間化ということが1つの課題となっております。それを先ほど申し上げました、きちんとエリア分けを進め、解消していくということですが、それにつきましても在校生の意向も踏まえながら、ゆっくりと時間をかけて取り組んでいきたいと考えています。

繰り返しになりますが、全体計画も併せて今後進めていきたいと思っています。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員

先ほどの御説明にありましたが、やはり皆さんはお子さんを抱えてとても苦労して子育てをなさっている中で、突然の閉校ということであれば、ショックを受けたり不信感を抱くのは当然のことかと思えます。よく言葉では、子供に寄り添って、保護者に寄り添ってと言うのですが、本当にそれが寄り添っていることになっているのかどうかということを、今回の件に限らず、いろいろな部分で考えながら施策を進めていくということが大前提ではないかという感想を持ちました。

閉校はなくなったということなのですが、上菅田特別支援学校と北綱島特別支援学校が本校・分校となることにどんな意味があるのかということが質問の1点目です。

それから2点目としては、北綱島特別支援学校も人数の割には環境的に狭いというようなお話を伺ったことがございますが、分校となって条例に位置付けされることで、本当にこれまでのような教育がきちんと担保されていくのかどうかということもやはり不安材料の1つだと思いますので、ぜひその辺の御説明をお願いいたします。

以上です。

直井指導部長

上菅田特別支援学校と北綱島特別支援学校が関係することによって、子供たちの教育にどういう意味があるかということが1点目だと思います。先ほどから話題になっていますが、上菅田特別支援学校と北綱島特別支援学校の医療的ケアの必要なお子さんが多い学校、割合がとても多い、要するに、どちらの学校も非常に重度のお子さんが多くて、医療的ケアを必要とする子供が多いという共通点が



ありますので、今まで取り組んでこられた各学校でのことを生かしながら、お互いに良くなっていくことができるのではないかと考えているのが1点です。

それから、教育内容、教育課程につきましては、校長、学校の先生方が各学校で教育課程を編成していくことが原則ですので、各学校にこれから取り組んでいただきたいと思いますが、今までの伝統でありますとか、自立活動でありますとか、教育内容的なことも含めて、お互いが特色を生かすことによって、関わり合うことによって、より良くなっていくと考えています。

2点目の同じような水準でということだったと思いますが、それにつきましては、教育内容的なことについても、スクールバスでありますとか、給食の提供でありますとか、教員の配置等についても同じ水準と考えています。管理職につきましても、准校長ということで配置を複数させていただくとともに、校長級を置かせていただくと説明させていただいて、そのように取り組んでいきたいと考えています。

岡田教育長

はい、どうぞ。

中村委員

校長級の准校長を置かれるということは、その場でその准校長になられた先生が様々な判断をできると解釈してよろしいですか。

直井指導部長

はい、そう考えています。

中村委員

ありがとうございます。

岡田教育長

はい、どうぞ。

間野委員

これまで、最初は閉校から始まって、分教室、そして分校まで来た中で、保護者説明会では分校ならば今の学校のままでいいのではないかと、新たに条例改正する必要がなぜあるのかと、多分自然な質問だと思います。

それに対して、事務局としてはどのように回答したのでしょうか。一応私の理解では、遜色ないというか、同じことができるけれども、加えて分校にしたほうが本校にいる多様な専門教員、つまり規模を大きくしたほうが、そういう人たちを一人ひとりの子供に合わせて配置することが可能だと理解していました。つまり、そういう利点があるということです。校長が准校長に変わってしまうということはありますが、実際に子供たち一人ひとりを見る教員に関しては、本校のほうがたくさん教員がいる中から適材適所でマッチングしやすいと、そういう利点があると記憶しているのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

直井指導部長

まず1点目、前段部分につきましては、まさに先ほどもお話しさせていただきましたけれども、学校のまま存続してほしいという御意見もいただいています。それにつきましては、市全体の肢体不自由の子供たちの人数と、県立を含めた市内周辺の各校での受け入れ可能数を考える中で、全体計画として市立の5校及び周辺の県立の養護学校で受け入れることができる全体像ということも説明させていただきました。

しかし、この場所だから通えるという部分について、今後も安心して通いたいという御意見も多く寄せられている中で、それも踏まえて、分教室案として提案させていただいているところです。いつ閉級になるか分からないというお声にお応えすることや、有識者による検討会での御意見等も参考に、今回分校として条

例に載せて残すという案にさせていただきます。

なお、後段の部分につきましては、先ほどの繰り返しになる部分もあると思うのですが、特別支援学校の先生方には様々な専門性を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。分教室ですと、1つのくりとということ、より柔軟な対応としてこちらに行ったりあちらに行ったりということはできるかもしれませんが、分校ということ、1つの学校としての形態がありますので、勤め方という部分ではそうではないかもしれませんが、先ほどの繰り返しになりますが、やはり専門性を生かした中で、両校の今まで歩んできている経験であるとか、先生方の専門性というものを、より関係を持って関わり合うことで高められると考えています。

それから、教育課程については、繰り返しになりますが、学校で御判断いただき、組み立てていただくものですが、多くの様々な経験を生かしていくことが今まで以上にできるのではないかと考えています。

間野委員

分教室にしる、分校にしる、本校があつてサテライト化したほうが専門教員の母数というか、パイは増えるわけですね。お子さん一人ひとりとより一番適切な人をマッチングさせやすくなり、分教室なら特に同じ学校ですから、もっと自由に、いわゆる人事異動なしでそういうことができるというメリットがあつたわけですね。分校でも辞令を出せばいいだけなので、それもきっとできると思うのですが、より細分化していろいろなニーズがある中で、なるべく合った人を選ぶとしたときには、本校、あるいはサテライト型で少し規模を大きくしたほうが良いという発想が当初あつたと思います。そのあたりはどうなのでしょう。

直井指導部長

今委員の言われたことは、どちらかという分教室のときの目的の1つかと考えています。分校ということは、繰り返しになりますが、本校の校長が最終統括者ということにはなりますが、ある程度というか、独自性を持ちながら人事配置も、教育課程的なことも進めていくことが基本だと考えています。

ただ、関係性がある中でより良くなっていくことの1つの方策として、分校と本校の先生方がより関わっていくということは今以上にできていくのではないかと考えています。

間野委員

では、分校のメリットは責任者がきちんと配置されて、重要な意思決定がその場で迅速にできるということなのでしょう。むしろ教員配置については分教室のほうが融通が利いて、分校のほうが難しくなるのでしょうか。

直井指導部長

いえ、配置については規定数がきちんと決まっています。委員の言われたように、分校の場合は副校長の規定は1名ありますが、それ以外のところがなかったものですから、そのあたりを市できちんと配置させていただく中で、一つ一つの判断ができるということが今回の提案の特色というか、形だと考えています。

間野委員

そうだとすると、分教室や分校方式のほうが教育水準はむしろ上がると考えていいのですか。ただ、1回条例を改正することによる、いろいろななし崩しになるような怖さが確かにあると思うのです。教育水準は現行維持ではなくて、中村委員が言ったよりも教員のアサインに関してはより良くなる可能性が高いということでしょうか。

直井指導部長

もちろん人数的なことが中心で、誰をとという部分については分からないのです

が、人数的なことや、繰り返しになりますけれども、医療的ケアの看護師さんの問題であるとか、スクールバスのことであるとか、給食の提供であるとかということについてはもちろん現状維持をさせていただきます。その中で、積極的に受け入れていただく中で、関わりの中でより良くなっていたいただきたいとも思いますし、先ほども申しあげましたけれども、例えば医療的ケアの問題については課題が非常に一人ひとり違うわけですから、似ていると簡単に言えるものではないと思いますが、症状の重いお子さんがたくさんいらっしゃるという環境の中での共通点と考えた中で、より適切なことができるように水準を上げていくということについては、自分たち教育委員会事務局としても積極的にやっていかなければならないと、そういう形を1つのモデルとしてやってほしいという有識者の方の御意見もありました。何ができるかということについてはこれからだと思いますけれども、1つの特色として捉えて、事務局としても支援していきたいと考えています。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

横浜市の全体最適を考えた計画は、多くの保護者にとっても、多くの障害を抱えた人たちにとっても、長期的に見るとサービスの充実であって、合理性があるものではないかと思えます。ですが、それを合理的でないと思う人がいたことも事実です。先ほど小林次長から進め方について反省の弁もありましたし、私もそれは随分変なやり方をしたなと憤りを抱きます。そのようないろいろな失敗もありましたが、いろいろな反対意見を聞いたり、有識者会議の中でそれぞれの問題点を議論しました。また今間野さんがこのことによって教育の質が上がっていくのかとの質問に対して直井部長が努力すると言いました。そうやって問題点が表に出て、それに対して行政として公開の場で、議事録に載せコミットします。

このように、横浜の民主主義というものが健全に機能しているというのが率直な感想です。大騒ぎになった、大騒ぎしたことが議論を深めたということになると思います。ここで大騒ぎしたことによって、質を高めていくということです。では、次に何をここで確認しなければいけないか。私たち行政の姿勢、つまり初期動作としてまず常任委員会にかけて、その後当事者に説明したのは、全くハンディキャップを持った家族に対する気持ち、配慮がないことをやったという姿勢がおかしかったのです。

ここで横浜の伝統である市全体で、社会全体でたまたまハンディキャップを持って生まれてしまった人たちを支えようという良き伝統を確認することが大事だと思います。その姿勢が先ほど直井さんが言われたような人事の配置にもつながります。別に校長を置くのがいいとか、准校長だからだめだということではなくて、資質と熱意を持っている人を評価して、その人を送るという具体的なアクションにつながるわけです。

今回の議論はいろいろとありましたが、90%の人が分教室に対して不安というアンケート結果がありました。それに対して分校にしたのですよね。このように、行政が最初の案に拘泥することなく柔軟に対応しながら今の形にしてきたということは、横浜の民主主義は非常に機能している証と私は考えております。

ですから、大事なものはこの成果を私たちがコミットメントとして具現化し、それを市民は見ているのだということを徹底することだと考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

いろいろ対応などをありがとうございます。先ほどの次長のお話の中に、保護者の方々に対応したときに、信頼や愛情をすごく感じたというお話がありました。私は北綱島特別支援学校の開校に当たり御尽力された方々とかつて、10年以上前にお仕事を一緒にしたことがあるのですが、その職員といいますか、行政側なのですが、その熱い思いと北綱島特別支援学校を作ったという誇りをとても感じて、うらやましいと思ったことがあります。北綱島特別支援学校という学校を作り上げてきた誇りが、脈々と職員が児童生徒や保護者と対応し、いい関係を作ってきたからこそ、このように当初の廃校になってしまうのではないかと不安であったり、怒りや苦しみが生まれてきたということとイコールだということを感じました。数年前から北綱島特別支援学校のことを考えると、いつもそういうことを思い出していました。改めて今まで児童生徒に、そして保護者に対応してきてくださった職員に感謝したいと思います。

ただ、今そういう信頼を教育委員会として失墜させてしまったことが本当に残念です。決してこの問題に限らず、常日頃私たちはそれぞれの発達だったり、障害だったり、個性であったりというものにきちんと向き合い、寄り添うことをお願いしてきたと思います。事務局は事務局で本当に一生懸命この問題に対応しているのも十分存じ上げているつもりです。

でも、やはり現場の本当に二人三脚で一人の児童に医療関係者であったり、職員が愛情を込めて学校で接する姿、学校を訪問して、北綱島特別支援学校に限らず、上菅田特別支援学校であったり、いろいろ訪ねたところでその姿を見ていると、保護者の方々がどれだけ不安感を、これだけ感じるということは、そこがなくなってしまうのではないかと思ったことだと思うのです。それを本当に重く私たちが受け止めて、しっかり今後対応していかなくてはいけないという学びであったとしなければ、本当に今苦しい思いをしている保護者の方々、子供たちは今後、明日以降、安心して気持ち良く学校に通うことができないのだろうと思います。それは本当に申し訳ないと思心から思います。

当事者の方々はこういうことにも不安に思っているのかと感じたことが1つあります。これは皆さんに配付されていますよね。「北綱島分校について」の3ページに四角の枠でPTAと書いてあるところがあります。「PTAは本校と別に組織されるのか（PTA役員は本校へ出向いたり、本校役員と交流や意見交換などをしなければならなくなるのか）」という御質問や、「各校が輪番で担当する役割については、分校PTAは独自に1回分を割り当てられるのか」、もらえるのだろうかということだと思います。

特別支援であるとか、障害があるお子さんをお持ちであると、どうしても狭い世界に生きてしまうことが多々あると思います。私たちはそこを少しでも多くの方々と喜びも共有し、つらいことも共有して、一緒に育てていこうとしているつもりです。でも、このような不安が出るということは、説明に不十分な点があったり、こちら側が心を読み解けていなかったのではないかと思います。

結果的に、総合的に判断しなければならないのですが、改めてこの件で私たちは本当にもう一回きちんと向き合うことの大切さを学ばせていただいたと言ったら本当に申し訳ないのですけれども、そういうことだと思います。本当に、共に一緒に育てようという思いは、私たち教育委員はみんなありますので、どうかそこを御理解いただいて、判断を信じていただけたらと心から思っています。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど教育次長からありましたけれども、計画を発表したときに北綱島特別支援学校の保護者の皆様に大変大きなショックを与えてしまいました。それが今日

まで信頼関係を築くことができない大きな要因になっていると改めて感じています。本当に申し訳ないことになってしまったと思っています。

再編整備計画は、肢体不自由児の教育環境を良くしていきたいという思いを持つての計画です。そのことはぜひ御理解いただきたいと考えております。引き続きまして県とも協力しながら、肢体不自由特別支援学校の充実に取り組んでいかなければならないと改めて考えているところです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の報告に移りたいと思います。平成30年「成人の日」を祝うつどいについて、所管課から報告いたします。

小椋教育政策  
推進等担当部  
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年1月8日に行われました「成人の日」を祝うつどいについて、併せてその後の対応状況について、生涯学習文化財課長から報告させていただきます。

重松生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長の重松です。よろしくお願いいたします。

資料を御覧いただければと思います。

まず、「1 式典概要」ですが、開催日時は平成30年1月8日ということで、1回と2回に分けて実施いたしました。1、2回とも35分の予定でしたが、若干時間が経過しました。

場所は例年どおり横浜アリーナです。

内容といたしましては、新成人の誓いほか、市長挨拶等をいただいております。

テーマは「横浜～わたしの未来がここからはじまる～」です。このテーマは実行委員の皆さんで検討して作りました。

ゲストは、女優、声優、歌手の松本梨香さんで、当日は新成人へのメッセージプラス歌も御披露いただいて、盛り上げていただきました。

「2 対象者数及び参加者数」でございますが、今回の対象者数は3万6995人で、参加者数が2万3640人、参加率は63.9%です。昨年度が66.4%ということで、その下に参加率の推移を参考までに掲載させていただいております。参加率は天候等にもよりますが、平成25年は雪のときでかなり落ちております。外国人の方の割合についても、御質問を前回いただきましたが、大体3%ぐらいですけれども、年によって若干変動がございます。ただ、その方々がどれだけ来られたかというのは受付で出席を取っておりませんので、申し訳ないのですが、はっきりその辺は分かりません。

あと、他都市の状況ですが、昨年度は、近隣の川崎市は57.1%、相模原市は71.8%、少し離れて京都市は51.4%ということで、年々減っていくとか、増えていくとか、都市によっていろいろなやり方でかなり、一定の傾向があるというわけではないようです。参考までに述べさせていただきました。

「3 その他」協賛企業は18社で、こういった方々に協賛をいただきました。

あと協力ということで、青少年指導員連絡協議会は会場案内等でお手伝いいただいております。ガールスカウト横浜市連絡協議会様には例年受付をやっていただいております。

裏面4を御覧ください。報道されました「はれのひ」の被害に関連する対応につきまして、振り袖のレンタルや販売などを手がける「はれのひ」（本部・横浜市）が、「成人の日」を前に突然営業を停止し、成人式への参加を予定していた新成人が振り袖を受け取ることができない等の事態が発生しました。大変残念な

ことだったと思います。

(1) 当日の対応ですが、1月8日の朝7時頃、他の着付け業者の方が横浜アリーナに直接おいでになりまして、この事態の一部を伝えていただきましたので、相談の上、1回目の式典に間に合わない方は、午後の回に参加できるような対応を取らせていただきました。

(2) の今後の予定は、実施していることもございますが、「はれのひ」の被害により成人の日を祝うことができなかつた新成人に対し、全国から善意の方々からのお申し出が多数寄せられております。このため、申し出の受付及び被害に遭われた方への紹介、少しでもサポートできるようなことということで、市ホームページ上に特設ページを開設いたしました。開設期間は、平成30年1月19日から平成30年3月31日を予定しております。掲載内容は、市長メッセージ等です。善意の方々から申し出る受付フォームや、それを被害者の方々が見られるような一覧の内容を付けさせていただきます。

「5 当日の様子」は写真を掲載させていただきます。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

大場委員

前回報告いただいたときに、参加率の推移をお尋ねして、今回整理していただきました。ここからは質問ではなくて、私の自問自答なのですが、63%の参加率は、もちろん天気の影響が一番大きいかもしれませんが、とはいいいながら、全体に減少傾向ではないかと勝手に思っています。これと併せて、今度18歳から20歳の方が投票をできるようになって、この年代の人たちの年代の投票率は、ほかの年代に比べてどうだろうということ調べてほしいと思いつつ、自分も時間がなくなってしまったので、これは自分で調べながら、この参加率と投票率の推移を少し見たいと思います。

とはいいいながら、「成人の日」のつどいへ行くということは、やや同窓会的な要素が強いので、余り投票率と引っかけ物事を考えるのは少し乱暴かもしれませんが、自分なりに若年者の投票率を上げようという中で、せっかく同窓会的なこととはいえ、アリーナにこうやって来るのだったら、63%の人が投票所にも足を運べる風土作りというか、環境作りをやれたらいいなと私も感じました。自分の思いだけです。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

中村委員

私も感想になってしまうのですが、まず、ゲストの松本梨香さんのお話もパフォーマンスもとても良かったと伺っているんで、呼ぶときにはそういう何か心に残るいい方をこれからも選んでいただけたらいいなと思つきました。

あと、テレビで毎日のように「はれのひ」の報道がありまして、本当にこの晴れの日のために振り袖を着たかった、あるいは着せたかったという保護者の気持ちとはとてもよく分かります。その一方で、例えば晴れ着を着られないから行けないとか、そういう方もいるのではないかなと思いつつテレビを見ていました。一生に一回のことだからという気持ちはとてもよく分かる一方で、また式典の在り方在り方というのも、先ほどの外国籍の方とか、いろいろ経済的な面のある方も含めて、気持ち良くお祝いしたり、門出を意識したり、成人の意識を高めたりという、そういう式典になるといいなという、これは感想です。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

今の成人は何歳になるのかという法律の議論も一方で始まっておりますし、成人式の在り方そのものも、今回の被害を受けて、市民の方たちから在り方そのもの見直しをすべきではないかという意見も実は来ております。それにつきましても、少し検討していかなければいけないと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、次の報告に移らせていただきます。部活動休養日の設定について、所管課から報告いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

部活動休養日の設定につきまして、指導企画課長より説明させていただきます。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。よろしくお願いたします。

部活動休養日の設定の通知について、報告させていただきます。お手元の通知文を御覧ください。通知の対象は、中学校、義務教育学校、特別支援学校になります。

各学校では、スポーツや文化及び科学等に親しむことで、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養等、学校が目指す資質・能力の育成に資するものとして、部活動が行われております。

部活動の休養日の設定につきましては、平成27年3月に「部活動の指針」を作成し、部活ノーダーの適切な設定を推進してまいりました。このたび、改めて生徒の健康管理、豊かな社会体験、家庭生活の充実等の重要性を踏まえまして、調和の取れた学校生活の実現を目指すために、平成30年度より各中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部において週に平日1日以上、土日1日以上を部活動休養日として設定するとともに、適切な活動時間を設定することを通知として発出いたします。

なお書きにございますように、スポーツ庁が作成を予定しております「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、これは仮称でございますが、このガイドラインを踏まえまして、今後も本市の「部活動の指針」の改訂を進めてまいります。

休養日の設定に向けては、下の1にありますように、保護者には部活動ごとに活動状況等を周知すること、活動場所等、学校の実情に合わせて部活動ごとに休養日を設定することも可能であること、大会、コンクールへの参加等により土日に活動が続くような場合には、休養日を大会の次の日や他の曜日に振り替えることなどを留意事項として挙げております。

指導に当たっては、2にありますように、競技等の特性を踏まえた、適切な時間設定や、効果的な休養の在り方、生徒の技能や体力、特性等を踏まえた効果的な練習などを留意事項として挙げております。

この通知につきましては、本日この報告が終わりましたら、各学校へ発出する予定です。

報告は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

間野委員

部活動改革、それから教員の働き方改革が昨今、日本中で話題になる中、適切

な時期にやれることからとりあえずやっていくということは評価できると思います。

ただし、この問題は前の坂本春生委員のときも、私が委員に就任した後も、教員の勤務実態調査とか、運動部活動の全教員への調査や校長への調査など、5年ぐらい前にデータを集めているのです。ですから、ようやく機が熟したという見方もありますが、どうしてこれがこう進まないのか、それだけ大きな教育委員会なので時間がかかるという見方もありますけれども、時間がかかるのだから早く着手しなければいけないという見方もできるわけです。これは一体どうしてなのか、本当に不思議です。

つまり、我々教育委員がいろいろなことを提案して、そのとき迅速に動いているいろいろな実態をやるのですが、施策を作るというと何年も時間がかかるというのは、どういうことが理由なのでしょう。

宮城指導企画  
課長

部活動に関しては、今間野委員がおっしゃったように、今回の通知は生徒のバランスの取れた学校生活のための休養日という意味合いで出しておりますが、今後、教職員の働き方改革のプランを策定していくに当たっては、そこに部活動の休養日で教員も休んでもらいたいという意味合いも含めますし、さらには教員の負担軽減ということで、部活動指導員の制度を導入していくということも今後は発出してまいりたいと思います。

間野委員

内容ではなくて、仕事の進め方がおかしいのではないかとやっているのです。つまり、そういう問題を先取りしてやっているのですが、結局スポーツ庁や文科省の通達ができてから後追いのようになるのは、我々は早くそこに気付いて早くやろうとしているのに、どうして結果として、つまり逆に言うと、うがった見方をすると、中央政府から通達が出ない限り動きたくないように見えてしまうのです。その間、この何年間か子供も教師もいるわけですから、問題を見つけたら早く解決したほうが良いと思います。

直井指導部長

ありがとうございます。本当にそういう部分はあると思います。ただ、今までも指針で部活ノーデーということで、このようにきちんと週1日に何とかという形ではないのですが、適切な休みをとということでは出させていただいてきたつもりではあります。ただ、様々な側面から考える中で時間がかかるということについての御指摘については、真摯に受け止めたいと思います。今後は御意見をいただく中で検討しながら、御相談もさせていただきながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

間野委員

お願いします。

宮内委員

まず、間野さんのおっしゃることに賛成であります。文科省の動きよりも、我々横浜市は早く、もしくは先見の明があってしかるべきです。規模も小さく、集中力も高まり、優位な人材をそろえているので、ぜひ日本の教育改革を率先して行うような自覚・誇りを持って挑戦すべきだろうと思います。これも姿勢の問題です。

それで、休養日を設定しますが、これはどうやってフォローするのでしょうか。もし土日も休まず練習したチームが優勝してしまったら、カルテル違反をしていないかということ、私はきちんとフォローアップしていただきたいと思います。具体的にどうやってフォローアップするのかというのが質問です。



間野委員

抜け駆けがあるかもしれないですね。

宮城指導企画  
課長

これまでも部活動の休養日についての調査はしておりますが、その調査項目を、土日と平日はどのように休んでいるかという実態をきちんと把握して、そこが把握できていないことには今後の方策が決められませんので、まずはこの数字を基に、学校がどれだけこれにのっとって部活動をやっていくかということがまず1つと、今おっしゃったように大会の問題もございますし、これからも様々な関係機関と大会等の運営や日数につままして、今後も調整を図ってまいりたいと思います。

宮内委員

ぜひ調査が現場の負担にならないように、インターネット等々で、また偽造・捏造がしにくいように、タイムリーに報告することです。これは全く手間のかかる問題ではありません。報告書を作るというと手間がかかります。しかし、今週はこうしました、先週はこうしましたと毎週報告するようなシステムを作れば、50万円ぐらいでできると思いますので、そうしますと捏造も偽造もできません。このように、フェアな社会を作るべく、いろいろと工夫をしましょう。

岡田教育長

はい、どうぞ。

中村委員

部活動をやってきた学生さんに「部活ノーデーというのを実際にできそうに思う？」と聞いたら、あり得ないと言います。ですから、本当に呪縛というか、それにすごくとらわれているところがあるので、やはり成長期の子供たちのことを考えると、意識改革をしていくこともすごく大事だと思います。

それと同時に、例えば全国大会で優勝というと、すごくその学校の特色のようになっている、本人はもちろん優勝したくて入るのですが、保護者の方や地域の方の期待感もとても大きいです。ですから、そういう意味では学校の努力はもちろんなのですが、保護者や地域の方の理解も得ながら進めていくことが大事ではないかと思います。

それからもう一点、これは中学校長と義務教育学校長と特別支援学校長宛てになっているのですが、私もデータを手元に持っているわけではないので、推測でお話しして申し訳ないのですけれども、小学校でも結構合唱部、吹奏楽部、マーチングバンド部などでかなり熱中というか、過熱して練習しているところもあるように聞きます。部活動ということであればこの学校宛てになると思うのですが、小学校に関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

直井指導部長

ありがとうございます。今回は教育課程、学習指導要領との関係性もあって、部活動ということを出させていただきましたが、委員の御指摘のように、マーチングバンド部ですとか、様々な小学校に特設クラブがあり、その中での活動が大変熱心だという部分も分かっています。今回は部活動ということですが、やはり子供の成長というのは心の部分と、体の部分と、様々な面があると思いますし、適切な休養というものが体にも心にもいいということは、科学講座等でも今教育委員会として発信させていただいていますので、小学校についても、今回は部活動というくりですが、こういう考え方をきちんと広げていくということはやっていかなければならないと思っています。

岡田教育長

どうぞ。

間野委員

今宮内委員から抜け駆けの問題、カルテルでみんなで約束したのに休まないで優勝してしまうという話が出ました。生徒が休んだら強くなれないとか、休むことはいけないことだというのがずっと昭和の時代から続いてきているわけです。これは何かというと、教育委員会を超えているのですが、中学校体育連盟の競技大会の在り方の問題です。全部トーナメント方式で、中3の夏に最後、1回戦を負けた瞬間に半分が消えるわけです。こういうトーナメント方式でそういうことをやっている限り、みんな負けたくないですし、そのために生徒も保護者も教員も過熱し過ぎているわけです。

ですから、これは教育委員会を超えているかもしれませんが、横浜市の中学校体育連盟、あるいは全国の中学校体育連盟と子供のスポーツの試合の在り方とか、そういうこと自体を本気で考えていかないと、改善できません。

その根っこにあるのは多分高校野球の甲子園です。あれを美談化してそういうことをやっていますが、例えばスタンドで応援している高校3年生を見ると、本当に切なくなります。彼らも3年間一生懸命やって、ベンチにも入れなくて、そんなスポーツの仕組みは多分世界標準から外れていて、完全にガラパゴス化していると僕は思います。少なくとも全国は変えられなくても、横浜市だけでも中学校の試合はトーナメントをなるべくやめてリーグ戦方式にしていくとか、いたずらに優勝というチャンピオンシップにこだわらないとか、補欠をなくして必ずみんなが試合に出られるようにするとか、そういうことから変えていかないと、休養日を作っただけでもそんなに簡単には変わらないと思います。

教育委員会と中学校体育連盟がどういう関係か分かりませんが、21世紀に入って20年近くたつわけですし、どんどん子供の置かれている状況も変わってきていますから、根本的に考える、その第一歩が今日の部活休養日の設定だと思います。ここで止まらずに、そこまで根本的なところ、本質的なところまでぜひ一緒に考えていきたいと思っています。

岡田教育長

はい、どうぞ。

宮内委員

根本的なことを考えなければいけないのが教育委員会だと思うのですが、私は部活休養日の設定には賛成です。しかし、本質的にはスポーツにしろ、音楽にしろ、研究にしろ、学校が何時間やっというものでなくて、興味を持ったらそこに集中力を傾けて成果を求めようとする、そういうきっかけを与えるのが部活動だと思います。

実態はどうでしょうか。試合にも出られない、ボール拾いもする、そしてぞうきんがけだけして、でもずっと残っているとされるような人がいる日本の運動部というのは、やはりおかしいのではないかと思います。スポーツというのは体育と訳した明治の人が間違えたわけです。富国強兵のために鉄砲を持てるようにしようということで、体育という、体を作るというものに訳してしまいました。スポーツというのは楽しむことです。労働ではない、肉体を使うことを人間として喜びに変える、これが本来のスポーツの在り方にもかかわらず、体育という翻訳をしてしまったがために、陰湿な運動部が出ていじめがあるとか、世界でも非常に恥ずかしい現象があります。

スポーツは子供たちが楽しい、面白いと思うもので、指導も科学的に行くべきです。くだらない根性物語でうさぎ跳びをやらせていて、60歳を過ぎて膝が痛くなるという我々の世代は被害者なのですが、やはり指導者というのは、教師が指

導者であることはとてもいいことなのですが、最低限の基礎知識とトレーニングを得た人間にすべきです。クラブ活動の在り方そのものをいろいろな人たちと議論して、少しずつでも横浜市として変えましょう。そのきっかけとして、この部活動休養日の設定というのは、いいのではないかと思います。

一律に休暇を取ればいいというものではないと思いますが、そのきっかけとしては、私は評価したいと思います。以上です。

岡田教育長

はい、どうぞ。

長島委員

息子たちが部活動ではお世話になったものですから、元保護者といたしましては、部活動はありがたいと随分思ったこともあります。そういう中で、体の休養、心身が健全に育まれるべき活動がいい部活動なのだろうと改めて感じます。

ただ、学校の立場といたしましては、居場所作りであったり、生徒指導の側面を兼ね備えていたり、信頼関係の構築であったり、生徒と先生の絆作りというのでしょうか、関係作りには欠かせないものでもあると思います。こういうことをきっかけに、こうであるべきではなく、そういう関係作りにもより良く適用できるような現場への浸透の仕方を上手に事務局としてやっていただけたらと心から思っています。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

中村委員

今の長島委員の話を聞いて思ったのですが、部活動指導を熱心にやられてきた先生方の中には、先ほどお話に出た居場所作りが非常に大きいということを言われている方もいて、皆さんが皆さん、優勝を目指してということばかりではないとも伺っています。

今、部活動指導員も横浜市では進めていますよね。ですから、そういうことも含め、部活動がないから帰りなさいよ、あとは知りませんということではなく、居場所作りで部活動が果たしていた役目を、横浜市としてどのように子供たちの受け皿を作っていくのかとか、そういうことも含めていろいろな視点から捉えていかないと、休みにしました、休養日ですというだけでは済まない問題もあるのではないかと思いますので、ぜひ今お話したようなことも含めて、総合的に進めていきたいと思います。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今いろいろ御意見をいただきました。この通知につきましては、この後各校長宛てに発出させていただきたいと思います。

次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。

12月22日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号82の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。よろしくお願いいたします。

受理番号82番、教育委員会に誠意ある対応を求める要望書をいただきました。

今回の審議案件になりますのは、項目の中の2番、「全ての要望書や請願書を定例会の議案に載せられるよう規定を改善してください」というものと、10番の前段でございますが、「教科書採択において、無記名投票中止と採択理由の分かりやすい議論」というところが今回の審議案件でございます。それ以外は教育長

委任及び専決での回答ということでございます。

それでは、まず2番でございます。教育委員会における教育長への事務の委任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第1項におきまして、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任することができる」旨が規定されております。この規定は教育委員の合議体からなります教育委員会に、その権限に属する全ての事務を会議にかけていたのでは、事務能率の低下を来す結果となるため、教育委員会は大所高所から重要な事項のみを会議において決定し、その他は教育長に委ねて処理することが適当であるという趣旨から定められていると考えることが、当該法律の逐条解説で解説されております。

本市でも当該規定に基づきまして、教育長に委任する事務等に関する規則を定めております。このため、要望書におきまして、教育長に委任されている事務等に関するものについては、教育長の権限で回答を行っておりますが、回答に当たりましては、教育長に委任された事務等に関する要望書等につきましても貴重な御意見として確認し、回答させていただいております。

続きまして、10番の前段部分でございます。採決の方法につきましては、横浜市教育委員会会議規則において挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択につきましては、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、公正な採択が確保できるよう、採択の方法についてもその都度、教育委員会で決定しております。

また、教科書の採択理由の説明につきましては、議論の中で各委員が教科書を採択する上で大事にしている観点や考え方を発言しております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。特に御意見等がなければ、受理番号82の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文については、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第68号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」、教委第69号議案「平成30年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について」、教委第70号議案「平成29年度歳入歳出予算案（2月補正）に関する意見の申出について」、教委第71号議案「『横浜教育ビジョン2030』原案について」、教委第72号議案「横浜市職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第73号議案「平成29年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について」は、個人情報を含む案件のため、教委第74号議案「平成29年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について」、教委第75号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第68号議案から教委第75号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

山岸総務課長

事務局から報告を申し上げます。

1月19日に個人の方1名から教育委員の辞任等を求める要望書及び新市庁舎に研修機能を入れないことについて説明等を求める要望書が提出されました。また、1月25日に1団体から、日の丸・君が代等に関する要望書が提出されました。

これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、教育委員会会議の日程でございます。1月9日の定例会におきまして、次回の教育委員会定例会は、2月2日金曜日の予定と連絡させていただいたところですが、大変申し訳ございませんが、予定を変更させていただきます。次回の教育委員会定例会は、2月13日火曜日の午前10時から開催する予定でございます。

また、次々回は、3月を予定しております。3月の教育委員会定例会は、3月2日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上でございます。

岡田教育長

次回の教育委員会定例会は2月13日火曜日の午前10時から開会する予定です。また、3月の教育委員会定例会は3月2日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、報道の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第68号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第69号議案「平成29年度歳入歳出予算案（2月補正）に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第70号議案「平成29年度歳入歳出予算案（2月補正）に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

岡田教育長

ここで、50分の休憩とさせていただきます、午後2時00分から再開といたしたいと思います。

[休憩開始時刻：午後1時10分]

(休 憩)

[再開時刻：午後 2 時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を再開いたします。

教委第71号議案「『横浜教育ビジョン2030』原案について」  
(原案のとおり承認)

教委第72号議案「横浜市職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第73号議案「平成29年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について」  
(原案のとおり承認)

教委第74号議案「平成29年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について」  
(原案のとおり承認)

教委第75号議案「教職員の人事について」  
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 3 時28分]